

# 山梨県国民健康保険・後期高齢者医療「被保険者記号・番号」等一覧表

この一覧表は、レセプトの資格確認を行うための「被保険者マスタ」の設定状況を示す一覧表であり、実際の被保険者証のレイアウトと異なる場合もございます。

《国民健康保険》 ※番号欄の○は最大桁数を示しております。

(令和4年8月1日～)

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号	保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	記号	番号
甲府市	19.001.7	R5.7.31	クリーム色		○○○-○○○○○	南早川町	19.072.8	R5.7.31	クリーム色		6○○○○○○○
富士吉田市	19.002.5	R5.7.31	ピンク色		403-○○○○○○○	巨身延町	19.073.6	R5.7.31	クリーム色		6○○○○○○○
都留市	19.004.1	R5.7.31	クリーム色		402-○○○○○○○	摩南都町	19.074.4	R5.7.31	クリーム色		6○○○○○○○
山梨市	19.005.8	R5.7.31	ピンク色		○○○○-○○○○○	郡富士川町	19.110.6	R5.7.31	クリーム色		6○○○○-○○○
大月市	19.006.6	R5.7.31	クリーム色		401-○○○○○○○	甲中昭和田	19.079.3	R5.7.31	クリーム色		○○○○○○○
韮崎市	19.007.4	R5.7.31	クリーム色		○○○○○○○○○○○	南道志村	19.097.5	R5.7.31	クリーム色		975--○○○○○
三南アルプス市	19.008.2	R5.7.31	クリーム色		○○○○○○○○○	都西桂町	19.098.3	R5.7.31	クリーム色		20-○○○○○○○
北杜市	19.009.0	R5.7.31	クリーム色		ホクト-○○○○○○○	留忍野村	19.099.1	R5.7.31	クリーム色		59-○○○○○○○
甲斐市	19.010.8	R5.7.31	クリーム色		カイ-○○○○○○○	郡山中湖村	19.100.7	R5.7.31	クリーム色		20-○○○○○○○
笛吹市	19.011.6	R5.7.31	クリーム色		20-○○○○○○○	鳴沢村	19.104.9	R5.7.31	クリーム色		20-○○○○○○○
上野原市	19.012.4	R5.7.31	クリーム色		○○○○○○○○○	富士河口湖町	19.108.0	R5.7.31	クリーム色		○○○○○○○○○
甲州市	19.013.2	R5.7.31	クリーム色		○○○-○○○○○	北都小菅村	19.106.4	R5.7.31	クリーム色		1064-○○○○○○○
中央市	19.014.0	R5.7.31	クリーム色		014-○○○○○○○	留丹波山村	19.107.2	R5.7.31	クリーム色		1072-○○○○○○○
代西市川三郷町	19.109.8	R5.7.31	クリーム色		6○○○○-○○○	県医師国保組合	19.367.2	R6.7.31	ピンク色		20-○○○-○○○-○○○

## 《後期高齢者医療》

保険者名	保険者番号	有効期限	色調(参考)	被保険者番号
山梨県後期高齢者医療広域連合	3919○○○○	R4.9.30 R5.7.31	薄緑色	○○○○○○○○○

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

## 【レセプト請求時等における留意事項】

■市町村国保においては、令和3年8月から、70歳以上75歳未満の被保険者の被保険者証と高齢受給者証が一体化されて、1枚となっていますのでご承知おき願います。(都留市は令和4年8月から)

- 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。
- 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。
- 後期高齢者医療については、同一広域連合内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、その際はそれぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
- 法定外給付について、書面による請求(紙請求)の際には、被保険者証等で確認のうえ、法定給付とは別に請求書を作成し、分けて提出してください。  
※国民健康保険中央会ホームページ「制度関係資料等-法定外現物給付一覧」(<https://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
- 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。
- 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を毎年3月11日～4月8日(土日祝日を除く)とさせていただきますのでご注意ください。
- 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。
- 診療報酬請求書等の受付切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。(郵送等でご提出の場合は、10日必着をお願いいたします。)
- オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

**山梨県国民健康保険団体連合会**

〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階

電話 055 (223) 2112 (介護・保険者支援課) 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】  
055 (223) 2114 (審査課) 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】

FAX 055 (233) 1204

山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <http://www.ymnkokuho.or.jp>

【保険医療機関等の登録に係ること】